平成２５年（フ）第１０号
宮崎県都城市高木町4305番地１
債務者　白尾　順子
１　決定年月日時　平成25年３月14日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　佐々木　健
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年６月３日午前10時
５　免責意見申述期間　平成25年６月３日まで
宮崎地方裁判所都城支部

平成２５年（フ）第３３９号
名古屋市中区錦１丁目７番42号　プログレス錦802号
債務者　福岡　　勉
１　決定年月日時　平成25年３月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　上松健太郎
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年６月18日午前11時10分
５　免責意見申述期間　平成25年６月４日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第６号
長野県岡谷市川岸西１丁目２番３号
債務者　林　　靖高
１　決定年月日時　平成25年３月14日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　相馬　弘昭
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年６月14日午前11時
５　免責意見申述期間　平成25年６月７日まで
長野地方裁判所諏訪支部

平成２５年（フ）第３１０号
横浜市神奈川区神奈川本町５番地４　ダイヤモンドマンション403号
債務者　竹内　栄治
１　決定年月日時　平成25年３月13日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　川村　健二
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年６月18日午後２時
５　免責意見申述期間　平成25年６月17日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第４３３号
札幌市東区北26条東10丁目３番25―106号
債務者　鈴木　澄子
１　決定年月日時　平成25年３月13日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　清水　　智
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年７月５日午前10時30分
５　免責意見申述期間　平成25年６月28日まで
札幌地方裁判所民事第４部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２５年（フ）第３３号
函館市美原３丁目50番９号
債務者　山本　文晴
１　決定年月日時　平成25年３月14日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年５月２日まで
函館地方裁判所

平成２５年（フ）第９号
島根県出雲市白枝町967番地13、住民票上の住所島根県大田市水上町福原926番地２
債務者　林　　祥子
１　決定年月日時　平成25年３月14日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年５月２日まで
松江地方裁判所出雲支部

平成２５年（フ）第２１号
山形県東置賜郡高畠町大字糠野目1944番地の４
債務者　長沼　正二
１　決定年月日時　平成25年３月14日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年５月７日まで
山形地方裁判所米沢支部

平成２５年（フ）第２４号
山形県米沢市大字笹野6360番地　パレ・カンパーニュ101号室、前住所山形県米沢市大字笹野6456番地
債務者　中山久美子
１　決定年月日時　平成25年３月14日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年５月７日まで
山形地方裁判所米沢支部

平成２５年（フ）第６５号
埼玉県八潮市大字鶴ヶ曽根1863番地９
債務者　飯山　正子
１　決定年月日時　平成25年３月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年５月７日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２５年（フ）第７４号
埼玉県春日部市南中曽根352番地　オリンピアヒルズ豊春203
債務者　杉山　健一
１　決定年月日時　平成25年３月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年５月７日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２５年（フ）第７７号
埼玉県越谷市大字袋山1102番地１　第１正美荘202号
債務者　今関　　進
１　決定年月日時　平成25年３月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年５月７日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２５年（フ）第８１号
埼玉県越谷市大字袋山1302番地８
債務者　知久　三郎
１　決定年月日時　平成25年３月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年５月７日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２５年（フ）第８２号
埼玉県越谷市大字袋山1302番地８
債務者　知久八重子
１　決定年月日時　平成25年３月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年５月７日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２５年（フ）第９１号
埼玉県富士見市関沢２丁目18番11号
債務者　高瀬　光枝
１　決定年月日時　平成25年３月12日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年５月７日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２５年（フ）第９８号
埼玉県富士見市鶴瀬西２丁目２番23号　陽光ハイツ201
債務者　佐々木啓允
１　決定年月日時　平成25年３月12日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年５月７日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２５年（フ）第５号
埼玉県秩父市下吉田2096番地19
債務者　川畑　忠信
１　決定年月日時　平成25年３月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年５月７日まで
さいたま地方裁判所秩父支部破産係